

水俣条約における 蛍光ランプ[°]製造等廃止と今後の措置

令和6年12月13日

経済産業省 産業保安・安全グループ[°]

化学物質管理課

水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**2013年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017年8月に発効。**
- 水俣条約を国内実施するために制定された「水銀汚染防止法」**は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、蛍光灯、体温計、血圧計などを「**特定水銀使用製品**」として政令で指定し、**その製造禁止**等について措置。

水銀に関する水俣条約

水銀の一次採掘

新規は即時、既存は15年以内に全面禁止

水銀の輸出入

特定の場合(許可される用途等)に限定

小規模金採掘における
水銀使用**削減**

製造工程※1における
水銀使用**削減**／**段階的廃止**

※1 塩ビ、ポリウレタン、苛性ソーダ等の製造工程

水銀添加製品※2製造、輸出入段階的廃止****

※2 電池、蛍光灯、体温計等

水銀の暫定的保管
水銀廃棄物管理

環境上適正に実施

水銀の土壌・水・大気への放出

規制措置・削減

水銀汚染防止法（経産省・環境省共管）

水銀の一次採掘の**禁止**

※輸出入については外為法において規制

小規模金採掘における
水銀使用の**禁止**

政令で定める製造工程における
水銀使用の**禁止**

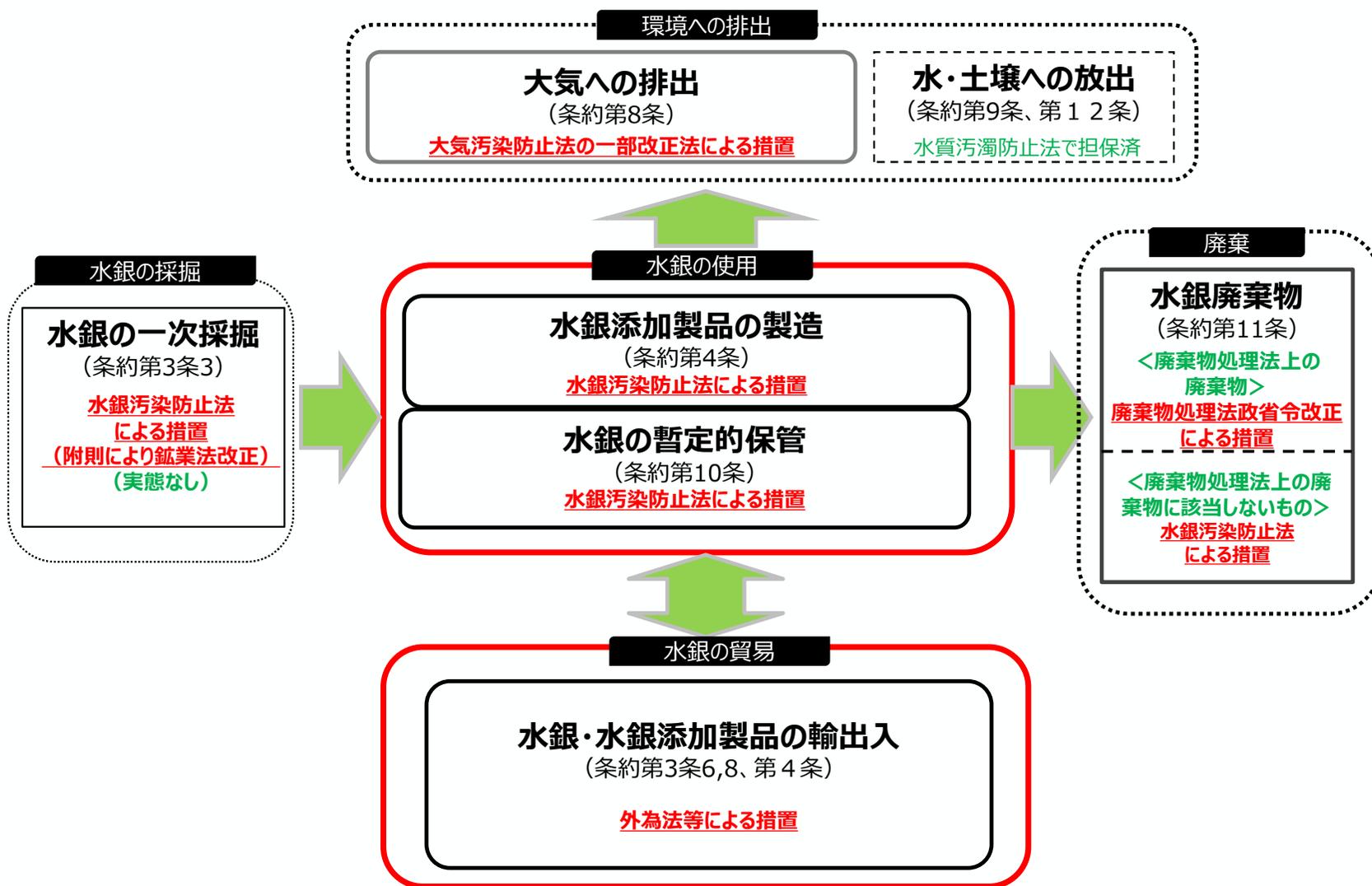
政令で定める水銀添加製品(**特定水銀使用製品**)の**製造禁止**及び部品としての使用の**制限**

省令で定める既存の水銀を使用する用途以外の**新たな水銀を使用する用途への許可制**

水銀等を貯蔵する者への管理指針遵守義務及び定期報告義務

水銀含有再生資源を管理する者への管理指針遵守義務及び定期報告義務

【参考】水銀に関する水俣条約と国内担保法（排出・廃棄との関連）



国内法における水銀添加製品の製造及び輸出入規制

- 水俣条約発効時(2017年)には、主に水銀含有量が5mgを超える蛍光灯について、2020年末までの廃止を決定。
国内では2018年から製造及び輸出入の規制を開始。
- 第4回(2022年3月)・第5回(2023年11月)締約国会議において、残りの蛍光灯もその種類に応じ2027年末までの廃止が決定。これを受け、国内担保法である水銀汚染防止法(施行令)を今後改正し、同製品の製造等を規制する予定。 ※輸出入は、外為法上で担保。
- 規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。

	電球形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯	直管形蛍光灯 (三波長形)	直管形蛍光灯 (ハロゲン酸塩系)	非直管形 蛍光灯	冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯
用途	一般照明用途					電子ディスプレイ用途
写真						
COP4,5 (2022-2023) で合意した 追加規制 【廃止期限】	30W 以下 かつ 水銀含有量 5 mg以下 【2025年 末】	30W以下 かつ 水銀含有量 5 mg以下 【2026年 末】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60W未満 かつ 水銀含有量 5 mg以下 ・ 60W以上 かつ 水銀含有量 5 mg以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40W以下かつ 水銀含有量 10mg以下 ・ 40W超 【2026年末】 	全ての三波長形 【2027年末】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ500mm以下 かつ水銀含有量3.5mg超 ・ 長さ500mm超 1,500mm以下かつ 水銀含有量5mg超
	上欄を除く全ての電球形・コンパクト形蛍光灯 【2026年末】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 60W以上 かつ 水銀含有量 5 mg超 【2027年末】 	全てのハロゲン酸塩系 【2026年末】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ1,500mm超 かつ水銀含有量13mg超 以外全て 【2025年末】 	

【参考】蛍光灯以外の廃止対象製品

*政令で担保措置済みのもの。

製造・輸出入 の廃止期限	水銀添加製品	合意したCOP
2025年末	<ul style="list-style-type: none"> 脈波計に使用されるひずみゲージ* 水銀真空ポンプ* タイヤバルブとホイールのおもり* 写真フィルム及び印画紙* 人工衛星及び宇宙飛行体に用いる推進剤* 一般照明用の電球形蛍光灯（CFL-i）（30W以下、水銀含有量5mg以下） 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯（CCFL）及び外部電極蛍光灯（EEFL） 電気電子式計測器（溶融圧力変換機、溶融圧力伝送器、溶融圧力感知器） 	COP4 (2022年3月)
	<ul style="list-style-type: none"> 酸化銀ボタン電池・空気亜鉛ボタン電池（水銀含有量2%未満のもの） 高精度装置用の水銀スイッチ・リレー（研究開発用途を除く）* 化粧品（水銀含有量基準なし）* 	
2026年末	<ul style="list-style-type: none"> 一般照明用の電球形蛍光灯（CFL-i）（30W超、水銀含有量基準なし） 一般照明用のコンパクト形蛍光灯（CFL-ni）（全W、水銀含有量基準なし） 一般照明用の直管形・非直管形蛍光灯（ハロゲン酸塩系蛍光体を使用したもの） 	COP5 (2023年11月)
2027年末	<ul style="list-style-type: none"> 一般照明用の直管形・非直管形蛍光灯（三波長形蛍光体を使用したもの） 	

蛍光灯製造廃止に係る周知活動

- 2027年末の一般照明用の蛍光灯製造廃止に向け、まずは2024年2月、環境省と共同名義で関係省庁・業界団体・地方自治体に通知文を発送。その後も2024年7月に経産省X（旧ツイッター）を発信、2024年11月上旬には政府広報（ラジオ）を放送。引き続き関係省庁等と連携しながら、各種媒体を活用した周知活動を実施予定。

2024年2月 一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます

2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、
一般照明用²の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。
既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

廃止の時期（蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日
写真(例)			

(※) 直管蛍光灯と環形蛍光灯には一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光灯とプレミアムタイプの「三波長系」蛍光灯との二種類があり、互換性があります。後者の方が高効率でより明るい仕様です。「ハロリン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が廃止されます。

一般照明用蛍光灯の表示例

製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光灯です。
(蛍光灯に印字された品番に、三波長系蛍光灯のみ「3波長形」または「EX」と表示ありますが、これらの表示がないものはハロリン酸塩系のランプです。)



海外製品では品番の表記が異なる場合がありますので、お手持ちの製品が蛍光灯かわからない場合は、お近くの蛍光灯取扱店またはメーカーにお問い合わせください。

LED照明への切り替え

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED照明への計画的な更新をお願いします。切り替え工事が必要な場合もあります。

LED照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光灯確保についてご相談ください。

【本件に関するお問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL: 03-3501-0080 e-mail: bzl-suigin@meti.go.jp
環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL: 03-5521-8260 e-mail: suigin@env.go.jp

²一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。
https://www.jlma.or.jp/kanryo/suigin/docs/suigin_lamp_youto.pdf

周知内容のポイント：

- 蛍光灯の製造・輸出入は製品の種類に応じて**2027年末までに段階的に廃止**。
- 製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。
- LED照明への計画的な更新**（LED照明への切り替えが難しい場合は交換用の蛍光灯確保）の呼びかけ。



経産省X（旧ツイッター）による周知（7月）

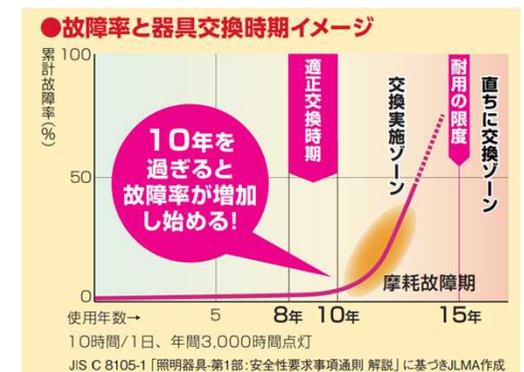
LED照明への変更とその際の注意点

- 国内における蛍光灯規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能だが、計画的なLED照明への切替えを！
- LED照明に変更する方法には、器具交換やランプ交換など様々なものがあるが、そのうちランプ交換については、誤った取り付けを行った場合は、火災等の事故の可能性あり。
- パッケージに記載の注意事項や取扱説明書をよく確認（特に直管形と環形のLEDランプ）。
- 器具とランプの組合せが適切か確認するとともに、電気工事の要否も確認。
- 工事の要否が明らかでない場合や既存器具の劣化※が心配な場合は専門業者へ相談。

※日本照明工業会によると、10年を過ぎると照明器具の故障率が増加。

<参考：事故のパターン（想定される事故を含む）>

- ① 照明器具に適合しないランプを取り付けたことに伴う火災等の事故
- ② 照明器具の改造工事が必要な器具に、工事を実施せずにランプを取り付けたことに伴う火災等の事故
- ③ 照明器具の改造工事が不要な器具で、点灯管を外す等の必要な指示を守らずにランプを取り付けたことに伴う火災等の事故
- ④ 長期間使用した照明器具にLEDランプを取り付けて、使用を続けたことによる器具の劣化に伴う火災等の事故



出所：一般社団法人日本照明工業会 HP 7